Kumamoto for SDGs

第４次熊本市環境総合計画

（概要版）

令和４年(2022 年)３月

熊　　本　　市

<表紙写真>

朝の江津湖	通町筋
水前寺成趣園	熊本城

計 画 の 基 本 的 事 項

■ 計画の背景・目的

熊本市では、全国に先駆け、昭和 63 年(1988 年)に環境基本条例を制定し、同条例に基づく計画として、第 1 次となる環境総合計画を策定以降、第 3 次に至るまで計画を策定し、環境保全に取り組んできました。

環境基本条例は、新たな環境課題の発生等により、私たちを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、令和 3 年(2021 年)10 月に、制定以降初めての大幅な条例改正を行いました。

そこで、新しい環境基本条例の趣旨に沿った環境総合計画を策定するものです。

■ 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第 7 条の規定に基づく、「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ための、環境行政の基本となる計画です。

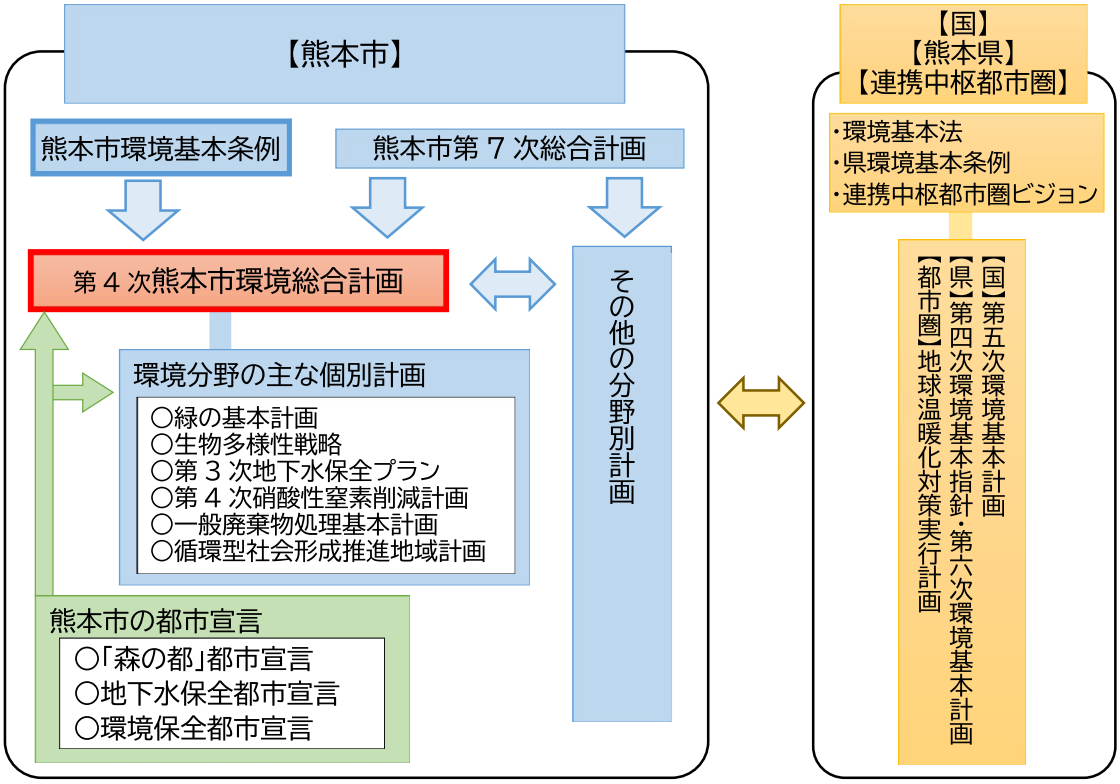

■　計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、第 3 次熊本市環境総合計画の振り返りにおける課題への対応や、本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るために改正した基本条例の趣旨に基づき策定します。

また、関連計画との整合を図ります。

① 第 3 次計画の振り返り

○温室効果ガス排出、地下水保全、リサイクル等に関する分野では環境保全の改善が図られたものの、計画全体の目標である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合（目標値75%）」 は 57.4%に留まり、未達成の状況

○第3次計画における環境保全の取組を継続しつつ、検証における課題への対応（環境教育の推進、市民等の参画と協働等）を盛り込むほか、取組状況の情報発信を積極的に推進

② 本市を取り巻く環境の現状と課題

○地球温暖化、生物多様性の損失など、複雑かつ広域的な環境の問題が年々顕在化

○SDGs とパリ協定が時代の転換点となり、世界中で大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していくことが必要不可欠

○SDGs の視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題へ対応することが必要

③ 環境基本条例の改正

①や②を踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るため、条例を大幅に改正

④ 関連計画との整合

第 7 次総合計画や個別計画と整合を図る。今後改定の個別計画にも本計画の方向性を取り込む。

■　計画の対象区域

熊本市全域とします。

■　計画の期間

令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とします。

■　計画における環境の範囲

市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる「生活環境」、「自然環境」、「歴史的及び文化的環境」、「地球環境」の四つに分類します。

計 画 の 理 念 ・ 方 針

■ 基本理念（目指す都市像）

恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

本市は、清らかな地下水や豊かな緑をはじめとする自然と、先人が築いた歴史遺産や伝統文化に恵まれた魅力ある都市であり、「森の都」都市宣言に関する決議、地下水保全都市宣言に関する決議、環境保全都市宣言を行いながら、官民一体となって、安らぎと潤いのある恵まれた環境の保全に取り組んできました。

このような中で、これまでの環境課題に加え、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、私たちには、持続可能な状態で良好な環境を将来へ継承する責務があります。

そこで、本市は、これまでの環境保全に取り組んできた経験を活かし、本市の恵まれた環境をまもり、はぐくみながら、未来につないでいく「持続可能な環境都市」を目指します。

■ 基本方針

本計画における施策・取組は、「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向け、新たな環境課題への対応を盛り込んだ基本条例の趣旨に基づき進めていく必要があります。

そこで、以下のとおりの七つの基本方針を掲げ、施策・取組を推進します。

基本方針１　快適で安全・安心な生活環境をつくる
基本方針２　恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
基本方針３　歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
基本方針４　生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
基本方針５　環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
基本方針６　地域から行動し、地球環境をまもる
基本方針７　各方針をつなぎ横断的に取り組む

基 本 計 画

■ 施策体系

基本理念(目指す都市像)の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして、七つの基本方針のもと、総合的・体系的に17の施策を展開します。

環境に関するさまざまな状況を総合的にとらえた分野横断的な取組

＜基本方針＞	＜施策＞
1 快適で安全・安心な生活環境をつくる	1-1 安全・安心な生活環境対策を推進する 1-2 良好な景観を形成する 1-3 快適な都市・居住空間を創出する
2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	2-1 地下水や河川を保全する 2-2 森林と緑地を保全し、創出する
3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ	3-1 文化財等を保存し活用する 3-2 文化活動を推進する
4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる	4-1 生物多様性を保全する 4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する
5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる	5-1 廃棄物の発生を抑制する 5-2 資源の循環的な利用を促進する 5-3 廃棄物を適正に処理する
6 地域から行動し、地球環境をまもる	6-1 地球温暖化対策を推進する 6-2 海洋の汚染を防止する
7 各方針をつなぎ横断的に取り組む	7-1 環境影響評価を推進する 7-2 環境啓発・環境教育を推進する 7-3 国等との連携と国際協力に取り組む

※関連するSDGsを表示

■ 施策の展開

施策毎に施策を達成するための取組及び進捗状況を測る客観的な指標(成果指標)を設定します。

◆基本方針1　快適で安全・安心な生活環境をつくる

施 策	取 組
1-1　安全・安心な生活環境対策を推進する	1-1-1　大気汚染対策
	1-1-2　騒音・振動・悪臭の防止
	1-1-3　有害化学物質汚染の防止
	1-1-4　環境衛生における調査研究の充実
1-2　良好な景観を形成する	1-2-1　地域の特性に即した景観の保全、育成、創造
	1-2-2　青少年の健全な育成
1-3　快適な都市・居住空間を創出する	1-3-1　計画的な都市づくりの推進
	1-3-2　良好な居住環境の形成
	1-3-3　道路の整備と維持管理
	1-3-4　公園の整備と維持管理
	1-3-5　市有施設の整備

成 果 指 標		単 位	基準値(R2)	目標値(R13)
1-1	二酸化窒素(自動車排出ガス測定局)の環境基準達成率	%	100	100
	微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率	%	75	100
	光化学スモッグ注意報発令回数	回	0	0
	アスベスト調査のための解体等工事現場への立入検査数	件	34	300
	自動車騒音環境基準達成率	%	97.1	100
	有害大気汚染物質の環境基準及び指針達成率	%	100	100
	大気中のダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100
	測定計画検査数達成率	%	55	100
1-2	新町・古町地区、川尻地区の町並みづくり助成件数	件	4	5
	地域における青少年健全育成活動への参加者数	人	26,187	110,000(R5)
1-3	都市機能誘導区域内に維持・確保すべき誘導施設が充足している区域の数	区域	13	16（R5）
	居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.4	60.7（R5）
	市営住宅建替に伴う解体戸数(累計)	戸	8	392（R5）
	事業中である幹線道路の整備進捗率(供用率)	%	49	70（R5）
	公園長寿命化計画に基づき改修した公園数(累計)	公園	162	273
	建築物の長寿命化に向けた点検の適切な実施と結果の周知、改善指導	%	100	100（R5）

◆基本方針 2　恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

施　策	取　組
2-1　地下水や河川を保全する	2-1-1　地下水の水量の保全
	2-1-2　地下水の水質の保全
	2-1-3　河川や水路の水質の保全
2-2　森林と緑地を保全し、創出する	2-2-1　緑の保全
	2-2-2　緑の創出

成 果 指 標		単 位	基準値(R2)	目標値(R13)
2-1	地下水採取量	万㎥	10,446(R1)	10,600(R6)
	地下水人工かん養量	万㎥	2,415	3,000(R6)
	河川の環境基準の達成率(BOD)	%	100	100
	地下水の硝酸性窒素の環境基準超過井戸の割合	%	16.0	16.0 以下
	生活排水処理率	%	94.9	98. 6
2-2	緑被率	%	32. 8(H30)	32. 8(R12)
	森林経営管理制度に基づく森林所有者意向調査の実施面積(累計)	ha	56	720
	放置竹林対策(森林・山村多面的機能発揮対策交付金等)に取り組んだ面積(累計)	ha	37	71
	16 地点の緑視率の平均値	%	11. 5	25 (R12)
	民有地緑化支援事業による緑の創出面積	㎡	520	800

◆基本方針3　歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

施　策	取　組
3-1　文化財等を保存し活用する	3-1-1　文化財等の調査と保存、活用と継承
3-2　文化活動を推進する	3-2-1　文化活動の支援

成 果 指 標		単 位	基準値(R2)	目標値(R13)
3-1	指定文化財件数(累計)	件	270	292
	市が所管する指定・登録文化財のうち通常公開を行っている文化財数	件	32	42
3-2	文化団体助成及び人づくり基金助成の件数	件	17	35
	学校等への出張公演の件数	件	13	21
	文化施設での市主催公演の件数	件	14	15

◆基本方針4　生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

施　策	取　組
4-1　生物多様性を保全する	4-1-1　絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進
	4-1-2　生物多様性に配慮した農水産業の推進
4-2　生物多様性の恵みを持続的に活用する	4-2-1　生態系を活用した減災の維持と推進

成 果 指 標		単 位	基準値(R2)	目標値(R13)
4-1	江津湖の調査における指定外来魚(個体数)の割合	%	4.3	基準値比減少
	環境保全型農業の実施面積(国交付金事業の取組面積)	ha	55	62(R5)

◆基本方針5　環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

施　策	取　組
5-1　廃棄物の発生を抑制する	5-1-1　リデュースとリユースの推進
	5-1-2　食品ロス対策の推進
	5-1-3　プラスチックごみの公共用水域への流出抑制
5-2　資源の循環的な利用を促進する	5-2-1　リサイクルの推進
	5-2-2　廃棄物等のエネルギーや資源としての活用
	5-2-3　プラスチックの資源循環
5-3　廃棄物を適正に処理する	5-3-1　効率的な収集運搬体制の確立
	5-3-2　適正な中間処理・最終処分体制の確立
	5-3-3　不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化
	5-3-4　フロン類の適正な回収

成 果 指 標		単 位	基準値(R1)	目標値(R13)
5-1	ごみ総排出量(資源化された量を含む) (1人1日当たり)	t (g)	263,004 (983)	237,408 (905)
	家庭ごみ処理量(資源化された量を除く) (1人1日当たり)	t (g)	123,791 (463)	105,672 (403)
	事業ごみ処理量(資源化された量を除く)	t	95,039	88,490
5-2	家庭ごみのリサイクル率	%	23.9	30.0
5-3	年間の埋立処分量	t	24,207	19,365

◆基本方針6　地域から行動し、地球環境をまもる

施　策	取　組
6-1　地球温暖化対策を推進する	6-1-1　再生可能エネルギーの利用の促進
	6-1-2　省エネルギーの推進
	6-1-3　環境にやさしい交通の推進
	6-1-4　気候変動による影響への適応
6-2　海洋の汚染を防止する	6-2-1　海の水質保全
	6-2-2　プラスチックごみの公共用水域への流出抑制
	6-2-3　プラスチックの資源循環

成 果 指 標		単 位	基準値(R2)	目標値(R13)
6-1	温室効果ガス排出量(熊本連携中枢都市圏) ※山鹿市を含まない	千 t-CO_2	9,970(H25)	5,982(R12)
	公共交通機関利用者数	千人	53,216(R1)	56,000(R7)
	通勤時間帯の自転車交通量	台	13,793(R1)	16,500(R12)
	交通結節点等駐輪場の利用台数	台	4,250	5,100(R12)
	低コスト耐候性ハウスの導入面積	ha	75	84(R5)
6-2	COD(海域)環境基準達成率	%	33.3	33.3 以上
	プラスチックごみの削減に取り組んでいる市民の割合	%	75.4	90

◆基本方針7　各方針をつなぎ横断的に取り組む

施　策	取　組
7-1　環境影響評価を推進する	7-1-1　環境影響評価条例の制定と体制の構築
	7-1-2　事前配慮の仕組みの構築
7-2　環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1　環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信
	7-2-2　学校教育の場における ESD の推進
7-3　国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1　市民等の参画・協働
	7-3-2　国等との連携
	7-3-3　国際協力の推進

■ 重点的取組

本計画では、基本理念（目指す都市像）の実現に向け、七つの基本方針を掲げ、17 の施策を総合的に推進しますが、本計画期間内に重点的に取り組むものを「重点的取組」と位置づけます。

重点的取組は、本市の地域特性や国を挙げた最優先課題を踏まえ、以下の二つを設定します。

重 点 的 取 組	
1	世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進 ～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開 ～
2	持続可能な脱炭素社会の実現 ～「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して ～

重点的取組 1　世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進

～アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開～

恵まれた水資源の保全

令和 2 年（2020 年）3 月に改定した、第 3 次熊本市地下水保全プランの基本目標である「恵まれた水資源の保全」に向け、四つの基本方針「地下水及び公共用水域の水質保全」・「地下水量の保全」・「広域連携や協働による地下水の保全」・「くまもと水ブランドの発信」に沿って、関連施策を推進します。

推進にあたっては、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域、更に、連携中枢都市圏の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。

持続可能な「森の都」の実現に向けた緑の保全・創出

令和 3 年（2021 年）3 月に改定した、熊本市緑の基本計画の基本理念である「持続可能な「森の都」の実現に向け、四つの基本方針「緑を守る」・「緑を育む」・「緑を活かす」・「緑を繋げる」に沿った、関連施策を推進します。

推進にあたっては、効果的な事業推進について併せて検討を進めます。

重点的取組２　持続可能な脱炭素社会の実現
～「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して　～

熊本連携中枢都市圏での連携推進

本市が圏域全体のけん引役となり、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に掲げた四つの重点取組を積極的に推進します。

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画
～水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現～

○**対象区域**　熊本連携中枢都市圏（１８市町村）　○**計画期間**　令和３年度～令和７年度

○**共同策定の効果**
・補完効果（都市圏内で互いの取組を補完）
・波及効果（効果的なノウハウの共有）
・施策の共同実施による推進効果

○**温室効果ガスの削減目標（2013年度比）**
・短期目標（2025年度）33%以上の削減
・中期目標（2030年度）40%以上の削減
・**長期目標（2050年度）GHG排出実質ゼロ**

○**４つの重点取組**
・地域エネルギー事業の面的推進と災害時電力の確保
・「COOL CHOICE」の共同推進によるライフスタイルの変革
・森づくりの展開と地下水保全に向けた取組
・公共施設等による率先した省エネ・蓄エネ・再エネの推進

脱炭素化に向けた率先的取組の推進

「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた行政の率先的取組として、市有施設等における太陽光発電設備や大型蓄電池の拡充、市有施設照明の LED 化などの省エネ・蓄エネ・再エネに関する取組を推進し、本市の事務事業における脱炭素化を目指します。

計 画 の 推 進

■ 推進体制

以下の図のとおりPDCAによる計画の推進を図ります。

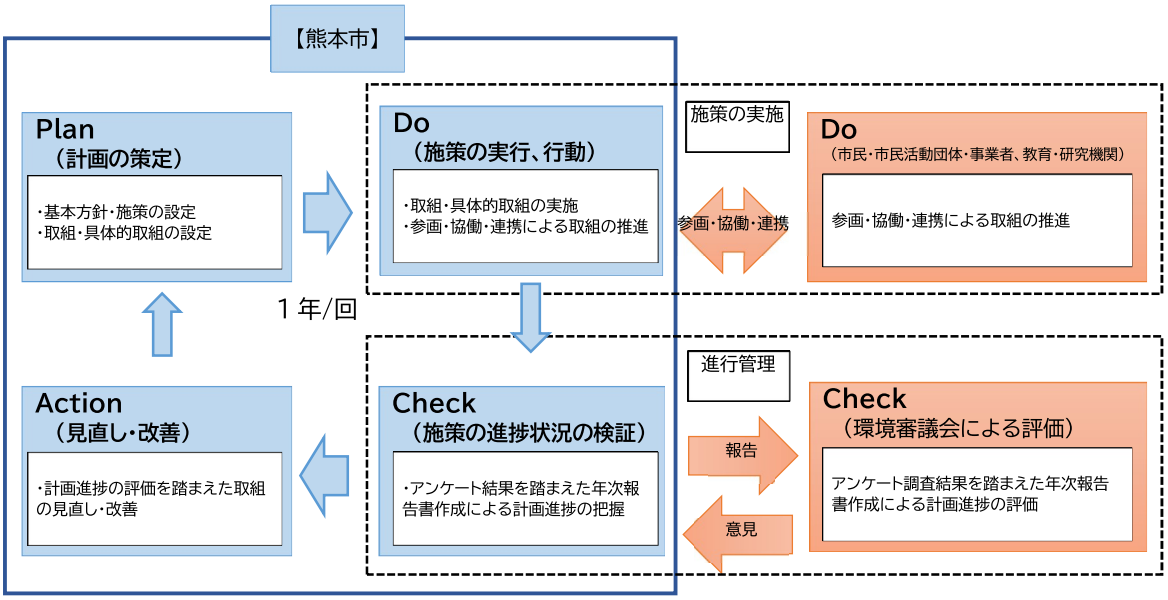

■ 計画の見直し

計画 5 年目の令和 8 年度（2026 年度）に、社会情勢の変化などに対応するために中間見直し（改定）を行います。

また、本計画の最終年度である令和 13 年度（2031 年度）には、進捗状況や課題を評価し、本市や環境の変化等を考慮した上で、次期計画を策定します。

第４次熊本市環境総合計画（概要版）

発　行　令和４年(2022 年)４月
編　集　熊本市環境局環境推進部環境政策課
熊本市中央区手取本町１番１号
℡　０９６－３２８－２４２７